

## 委託研究実施の公募（継続）

令和5年1月17日

国土交通省水管理・国土保全局長 岡村 次郎

下記のとおり、応募書類の提出を求めます。

### 記

#### 1. 下水道革新的技術実証事業の概要（令和5年度）

本事業は、令和4年度の実証技術について、実証を継続し、その成果を報告書にとりまとめることを目的とした事業です。

#### 2. 公募対象技術

本事業は、以下の革新的技術を対象とします。

「AIを活用した水処理運転操作の最適化支援技術」

「分流式下水道の雨天時浸入水量予測及び雨天時運転支援技術」

「深槽曝気システムにおける省エネ型改築技術」

「最初沈殿池におけるエネルギー回収技術」

#### 3. 事業の具体的内容

本事業は、令和5年度の実証技術について、下記の事項について調査・検討・実証のうえ、得られた知見やデータによる分析・研究の成果を報告書としてとりまとめます。なお、本事業は、技術の実証主体が、実証フィールドとなる下水道施設を管理する地方公共団体（以下「実証フィールド提供者」とする）と共同で実施するものとします。なお、応募された技術については、審査要領に基づき、総合的に審査されます。

##### 【令和5年度の実証技術】

##### A) AIを活用した水処理運転操作の最適化支援技術

- (1) 革新的技術を用いた運転における質的・量的変動に対する処理の安定性
- (2) 革新的技術を用いた設置及び運転に係るコスト構造の把握及び縮減方策
- (3) 革新的技術を用いた運転に係るエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の把握並びに削減方法
- (4) 国内外の下水道施設への適用性（適用条件、推奨条件）
- (5) その他必要な事項（知財戦略等）

##### B) 分流式下水道の雨天時浸入水量予測及び雨天時運転支援技術

- (1) 革新的技術を用いた運転における質的・量的変動に対する処理の安定性
- (2) 革新的技術を用いた設置及び運転に係るコスト構造の把握及び縮減方策
- (3) 革新的技術を用いた雨天時浸入水量予測の妥当性
- (4) 革新的技術を用いた運転に係る雨天時に発生するリスクの縮減方策
- (5) 革新的技術を用いた運転に係るエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の把握

握並びに削減方法

- (6) 国内外の下水道施設への適用性（適用条件、推奨条件）
- (7) その他必要な事項（知財戦略等）

#### C) 深槽曝気システムにおける省エネ型改築技術

- (1) 革新的技術の最適運転条件及び質的・量的変動に対する処理の安定性
- (2) 革新的技術の設置及び運転に係るコスト構造の把握及び削減方策
- (3) 革新的技術の運転に係るエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の把握並びに削減方策
- (4) 国内外の下水処理場への適用性（適用条件、推奨条件）
- (5) その他、必要な事項（知財戦略等）

#### D) 最初沈殿池におけるエネルギー回収技術

- (1) 革新的技術の最適運転条件及び質的・量的変動に対する処理の安定性
- (2) 革新的技術の設置及び運転に係るコスト構造の把握及び削減方策
- (3) 革新的技術の運転に係るエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の把握並びに削減方策
- (4) 国内外の下水処理場への適用性（適用条件、推奨条件）
- (5) その他、必要な事項（知財戦略等）

### 4. 成果品

受託者は、本委託研究で得られた成果について、以下の成果品を提出するものとします。

- ・ 報告書（A 4 版 表紙はビス止め（文字箔押）（布クロス）） 1 部
- ・ 評価書（A 4 版 表紙はビス止め（文字箔押）（布クロス）） 1 部
- ・ 報告書、評価書の電子データ※（DVD-R（一度しか書き込みできないもの）） 2 部

※成果品のうち、報告書・評価書については、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・令和 4 年 3 月）」及び「電子納品運用ガイドライン【業務編】（国土交通省・令和 4 年 3 月）」を参考に、国土技術政策総合研究所と内容を協議の上、必要なデータを提出するものとします。

受託者は、電子媒体を提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければなりません。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければなりません。報告書原稿を格納する電子媒体について、指定の媒体によりがたい場合は、担当職員と協議するものとします。

### 5. 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定しています。  
契約締結日の翌日～令和 6 年 3 月 31 日

### 6. 参加資格要件

令和 4 年度の共同研究体とします。

共同研究体の各構成者は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び

第 71 条の規定に該当しない者で、かつ、国土技術政策総合研究所長から指名停止を受けている期間中でないこととします。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこととします。

なお、契約時に共同研究体協定書を締結する必要があります。

## 7. 応募要領

### (1) 担当部局

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課下水道国際・技術室

課長補佐 西郷進也、環境技術係長 金井容秀

電話 03-5253-8111 (内線 34-134)

E-mail: saigo-s2id(a)mlit.go.jp、kanai-y2s4(a)mlit.go.jp

※(a)を@に置き換える。

### (2) 事業説明書の交付期間、受付及び方法

①期間：公募開始日から令和 5 年 2 月 14 日（火）まで

②受付：公益財団法人 日本下水道新技術機構

資源循環研究部 後藤、角田、熊野

E-mail: h-gotou(a)jiwet.or.jp、f-kakuta(a)jiwet.or.jp、

t-kumano(a)jiwet.or.jp

※(a)を@に置き換える。

③方法：以下の記載方法にて①期間内に②受付の 3 名に E-mail にて申し込んでください。受付確認後、データにて配付します。

記載方法

件名：B-DASH 事業説明書の請求

本文：社名、所在地、所属、役職名、氏名、電話番号及び「2. 公募対象技術」

### (3) 応募書類の提出期限、提出先及び方法

① 期限：令和 5 年 2 月 14 日（火）12:00（必着）

② 提出先：公益財団法人 日本下水道新技術機構

資源循環研究部 後藤、角田、熊野

E-mail: h-gotou(a)jiwet.or.jp、f-kakuta(a)jiwet.or.jp、

t-kumano(a)jiwet.or.jp

※(a)を@に置き換える。

③ 方法：上記期限までに、応募書類を E-mail で提出して下さい。具体的には、以下に掲げる電子データを送付して下さい。

#### 【提出データ】

送付する電子データは各様式及び参考資料ごとに、原本データ (.doc、.docx、.ppt、.pptx、.xls、.xlsx。)及び原本データを PDF 形式に変換したデータ (.pdf)を送付すること。

### (4) 事業説明書に関する質問の方法

事業説明書に関する質問がある場合は、(1)の担当者までメールにて連絡してください。質問に対する回答は、説明書の配付者全員に対して行います。なお、個別の電話による質問には応じられません。

(質問期限は令和 5 年 1 月 31 日（火）12:00 とします。)

(5) 応募書類に関するプレゼンテーションの日時及び場所

有識者委員会において、実施方針、実施フロー、工程表、提案内容等についてのプレゼンテーション等を行って頂きます。日時及び場所は別途応募者に通知します。

(6) 応募書類

応募にあたっては指定した様式を参考として、日本語で作成し、指定した枚数を大幅に超えることや枠をはみ出して作成することのないようお願いします。また、文字についても読みやすいフォントかつ大きさとしてください。

(7) 提出形式

応募書類<sup>※1</sup>の形式は次のとおりとします。

- ① 応募書類 原本データ : 正および副<sup>※2</sup> (固有名詞を削除したもの)  
PDF データ : 正および副<sup>※2</sup> (固有名詞を削除したもの)
- ② 添付書類 原本データ : 正および副<sup>※2</sup> (固有名詞を削除したもの)  
PDF データ : 正および副<sup>※2</sup> (固有名詞を削除したもの)

※1 提出資料は原則として返却いたしません。

※2 審査用資料として、応募者が特定できないように固有名詞を全て削除した応募書類、添付書類について原本データおよび PDF データを提出してください。

(8) 応募書類の受理

提出された応募書類については、本公募文に従わない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽が認められた場合、あるいは、応募資格を有しない者の応募書類である場合には、審査対象とならないことがあります。

(9) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表しません。ただし、実施が適当であると判断された実証事業については、その概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、事務局で責任をもって保管、廃棄します。

(10) 研究資金の適切な執行について

- ① 研究者の所属する機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成27年6月2日改正）（以下、「ガイドライン」という。）」（国土交通省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/common/001091878.pdf>）参照）の第1節から第6節に準じて、必要に応じて会計監査人との連携を強化する等、費用の不正使用等の防止等を図るための取組を実施する必要があります。  
また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正な使用及び不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務を怠った研究者に対して、ガイドラインの第8節④に準じて、事案に応じて、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。
- ② 研究者の所属する機関は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成27年6月2日改正）（以下「指針」という。）」（国土交通省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/common/001091876.pdf>）参照）の第4章から第5章に準じて、不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するための取り組みを実施する必要があります。  
また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正行為（捏造、改ざん、

盗用)があったと認定された場合、不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されていないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者としてされた当該論文等の著者に対して、指針の第6章(4)に準じて、事案ごとに、費用の配分停止、申請の不採択、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

③ その他

委託契約機関に別途、研究不正に関する規程が存在する場合はその規程に従うこととします。

(11) 注意事項

- ① 同一の技術・同等規模で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている、もしくは応募している技術の応募は認めません。
- ② 同一テーマについて同一の研究機関等が重複して応募することもできません。
- ③ 本公募への応募にあたっては、実証事業の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することに留意して下さい。
- ④ 応募書類の作成、提出に関する費用は、応募者側の負担とします。
- ⑤ 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ⑥ 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則認めません。
- ⑦ 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。
- ⑧ 応募にあたり、実証フィールドについて、実証施設の設置スペース、埋設物等の施工障害の有無、他工事の影響等、適切性を十分に確認しておき、必要な場合は、埋設物の調査等を行うこととします。
- ⑨ 研究担当者は、「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」に規定する応募制限者でないことが必要です。また、採択された場合は、同規定に基づき、本委託研究における研究上の不正行為への対応を実施するものとします。

8. 事業実施者の選定

有識者委員会において、応募に関するプレゼンテーションの審査を行います。審査結果については、結果を問わず応募者に通知します。なお、採否を問わず、審査の経過に関する問い合わせには応じませんので、予めご了承ください。

9. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがあります。
- (3) 本手続は、令和5年度政府予算の成立を前提にして実施するものであるため、予算が成立しなかった等の場合には、契約の締結ができない場合もあります。
- (4) 「6. 参加資格要件」については、契約を締結するまで要件を満たしているもの

とします。

- (5) 応募案件の審査等の透明性、公平性を確保するため、有識者委員会において審査を行います。